

第9章 治療薬・治療法

第9章 治療薬・治療法

概 要

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあることから、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、平時から国が主導する治療薬・治療法の研究開発に協力する。

有事に、治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう医師会、薬剤師会、医療機関、薬局等と連携し、必要な準備等を行う。

準備期

国の取組

- ・ 平時から重点感染症を対象とする研究開発を推進。
(情報連携・資金確保・人材育成・DX)
- ・ プッシュ型及びプル型研究開発支援を推進。
- ・ 有事の薬事承認や配分の優先順位について検討。
- ・ 備蓄の検討や、流通体制の整備。

市の取組

治療薬・治療法の研究開発の協力

- 国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。

治療薬・治療法の活用に向けた整備

- 新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等に基づき、治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等への情報提供・共有体制を構築する。

初動期

国の取組

- 既存治療薬の有効性を検証し、配分・流通を管理。
- 有効な治療薬開発のための研究開発を支援。
(ゲノム情報の早期入手、緊急承認等の検討)

市の取組

医療機関等への情報提供・共有

- 新型インフルエンザ等の発生時に、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国及びJIHSが示す流行初期における診療指針等に基づき、治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。

治療薬の流通管理及び適正使用

- 国や県と連携し、医療機関や薬局に対して、新型インフルエンザ等の治療薬の適正使用を促進するとともに、過剰な買い込みを控える等の適正流通について周知する。

抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)

- 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や医療従事者や救急隊員等のうち、十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。
- 市内での感染拡大に備え、国や県と連携し、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう促す。

対応期

国の取組

- ・ 実用化支援・早期承認により、迅速に治療薬を開発し、治療薬を用いた治療法を確立・普及。
- ・ 治療薬や対症療法薬の確保・適切な配分を図る。

市の取組

情報提供・共有

- 引き続き、新型インフルエンザ等の発生時に、国及びJIHSが示す診療指針等に基づき、治療薬・治療法を使用できるよう医療機関等に情報提供・共有する。
- 市民に対し、国が示す治療薬や治療法の情報を周知する。

抗インフルエンザウイルス薬の使用(新型インフルエンザの場合)

- 医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう促す。

薬剤師会と連携した治療薬供給体制の構築

- 薬剤師会の専門性と地域ネットワーク等を活かして、必要な施設等に治療薬が供給できる体制を整備する。

